

鳥取市長

様

計量証明事業登録鳥取県第37号
鳥取市富安二丁目94番4
公益財団法人鳥取県保健事業団

理事長 秋 藤 洋 一

計量管理者 定 本 裕 明
(環境計量士)

試 料 名	53 神谷清掃工場 ゴミピット上層水
採 取 場 所	鳥取市西今在家228
採取年月日時刻	令和 7 年 2 月 27 日 15 時 12 分
試 料 採 取 者	鳥取市市民生活部環境局環境保全課

ご依頼のありました上記試料について分析した結果を下記のとおり証明します。

記

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
水素イオン濃度	7.4 (12℃)	S49年環告64号(JIS K 0102 12.1)
生物化学的酸素要求量	5.8 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 21)
化学的酸素要求量	24 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 17)
浮遊物質	2 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表9)
大腸菌群数	< 30 個/cm ³	S37年厚生省・建設省令第1号 別表第1
1,4-ジクロロベンゼン抽出物質含有量	***** mg/L	S49年環告64号 付表4
1,4-ジクロロベンゼン抽出物質含有量(鉱物)	< 0.5 mg/L	下水試験方法(2012)
1,4-ジクロロベンゼン抽出物質含有量(動植物)	< 0.5 mg/L	下水試験方法(2012)
沃素消費量	***** mg/L	S37年厚生省・建設省令第1号 別表第2
窒素含有量	9.0 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 45.6)
磷含有量	< 0.4 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 46.3)
フエノール類含有量	< 0.5 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 28.1)
銅含有量	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 52.5)
亜鉛含有量	< 0.2 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 53.4)
溶解性鉄含有量	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 57.4)
溶解性マンガン含有量	0.4 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 57.5)
クロム含有量	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 65.1.5)
カドミウム及びその化合物	< 0.003 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 55.4)
シアン化合物	< 0.1 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 38.1.2, 38.3)
有機燐化合物	< 0.1 mg/L	S49年環告64号 付表2
鉛及びその化合物	0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 54.4)
六価クロム化合物	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102-3 24.3.6)
砒素及びその化合物	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 61.4)
水銀及びその化合物	< 0.0005 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表2)
アルキル水銀化合物	検出されない	S49年環告64号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表4)
ジクロロメタン	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
四塩化炭素	< 0.002 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,2-ジクロロエタン	< 0.004 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1-ジクロロエチレン	< 0.1 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,2-ジクロロエチレン	< 0.04 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
トリクロロエチレン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
テトラクロロエチレン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,3-ジクロロプロペン	< 0.002 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
チウラム	< 0.006 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表5)
シマジン	< 0.003 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表6)
チオベンカルブ	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表6)
ベンゼン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
セレン及びその化合物	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 67.4)
ふっ素及びその化合物	< 0.8 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 34.3)
ほう素及びその化合物	< 1.0 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 47.4)
アンモニア性窒素	***** mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 42.6)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	***** mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 43.1.3, 43.2.6)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.9 mg/L	S49年環告64号
1,4-ジオキサン	***** mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表8)

※大腸菌群数は計量証明対象外品目

計 量 証 明 書

令和7年3月19日

鳥取市長

様

計量証明事業登録鳥取県第37号
鳥取市富安二丁目9番4
公益財団法人鳥取県保健事業団

理事長 秋 藤 洋 一

計量管理者 定 本 裕 明
(環境計量士)

試 料 名	54 神谷清掃工場 ゴミピット中層水
採 取 場 所	鳥取市西今在家228
採取年月日時刻	令和 7 年 2 月 27 日 16 時 00 分
試 料 採 取 者	鳥取市市民生活部環境局環境保全課

ご依頼のありました上記試料について分析した結果を下記のとおり証明します。

記

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
水素イオン濃度	7.5 (10℃)	S49年環告64号(JIS K 0102 12.1)
生物化学的酸素要求量	6.8 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 21)
化学的酸素要求量	24 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 17)
浮遊物質	2 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表9)
大腸菌群数	< 30 個/cm ³	S37年厚生省・建設省令第1号 別表第1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	***** mg/L	S49年環告64号 付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物)	< 0.5 mg/L	下水試験方法(2012)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物)	< 0.5 mg/L	下水試験方法(2012)
沃素消費量	***** mg/L	S37年厚生省・建設省令第1号 別表第2
窒素含有量	9.1 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 45.6)
磷含有量	< 0.4 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 46.3)
フエノール類含有量	< 0.5 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 28.1)
銅含有量	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 52.5)
亜鉛含有量	< 0.2 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 53.4)
溶解性鉄含有量	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 57.4)
溶解性マンガン含有量	0.4 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 57.5)
クロム含有量	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 65.1.5)
カドミウム及びその化合物	< 0.003 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 55.4)
シアン化合物	< 0.1 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 38.1.2, 38.3)
有機磷化合物	< 0.1 mg/L	S49年環告64号 付表2
鉛及びその化合物	0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 54.4)
六価クロム化合物	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102-3 24.3.6)
砒素及びその化合物	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 61.4)
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	< 0.0005 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表2)
アルキル水銀化合物	検出されない	S49年環告64号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表4)
ジクロロメタン	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
四塩化炭素	< 0.002 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,2-ジクロロエタン	< 0.004 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1-ジクロロエチレン	< 0.1 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,2-ジクロロエチレン	< 0.04 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.3 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
トリクロロエチレン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
テトラクロロエチレン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
1,3-ジクロロプロペン	< 0.002 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
チウラム	< 0.006 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表5)
シマジン	< 0.003 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表6)
チオベンカルブ	< 0.02 mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表6)
ベンゼン	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0125 5.1)
セレン及びその化合物	< 0.01 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 67.4)
ふっ素及びその化合物	< 0.8 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 34.3)
ほう素及びその化合物	< 1.0 mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 47.4)
アンモニア性窒素	***** mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 42.6)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	***** mg/L	S49年環告64号(JIS K 0102 43.1.3, 43.2.6)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.9 mg/L	S49年環告64号
1,4-ジオキサン	***** mg/L	S49年環告64号(S46年環告59号 付表8)

※大腸菌群数は計量証明対象外品目